

行政文書開示決定通知書

殿

国土交通大臣 齊藤 鉄夫



令和3年9月13日付けで請求され、同日付けで受け付けた行政文書の開示請求について、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号。以下「法」という。）第9条第1項の規定に基づき、下記のとおり、開示することとしましたので通知します。

記

1 開示する行政文書の名称

令和2年度 請負契約書（羽田空港機能強化に係る情報提供・意見把握検討等業務）

請求文書名：

国交省が運用しているサイト「羽田空港のこれから」に2021年2月1日、次のお知らせがありました（下記URL参照）。「羽田空港新飛行経路の夏ダイヤ（2020年3月29日～10月※）の運用状況や騒音・落下物対策等の取組について、地域の皆様幅広くお知らせするための資料をとりまとめました。本資料は、ポスティングによりお配りしたものと同一の内容です（配布時期：2020年12月～2021年2月）。」

<https://www.mlit.go.jp/koku/haneda/news/2021020101.html>

本件ポスティングに関して、①ポスティングのための印刷・配布等に係る一切の契約書、②区・市別の配布部数・費用の内訳の分かる一切の文書

2 不開示とした部分とその理由

開示する文書のうち、法人及び法人の代表者の印影については、これを公にした場合、印影が偽造等により悪用されるおそれがあることから、法第5条第2号イの「公にすることにより、当該法人又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」に該当するため、当該情報が記録されている部分を不開示とした。

請求文書のうち、②については、作成・取得をしておらず、不存在。

※この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、国土交通大臣に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

※また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。